

令和7年6月26日

職員の皆さまへ

補助金の支給方法について

皆さま、日々の業務お疲れ様でございます。

国会にて令和6年に可決され決定した「介護人材確保・職場環境改善等補助金」についての支給方法をお伝えします。

本来であれば、人材の確保や職場環境改善に使われる補助金であり、例えば人材紹介料に使った、職場の休憩室に給湯器を買った等、人材や環境改善に励み「職員定着」を目的とするのであれば、その用途は問わず法人に任せられております。当法人としては、最近の物価高騰等生活に係る支出が増えている現状を鑑み、貰った補助金の全額を全職員に支給する事にしました。配布方法としましては、下記となりますので各自ご確認下さい。

なお、ご不明なところは直接施設長までお願いします。

記

介護人材確保・職場環境改善等補助金(今回のみ一度だけの補助金です)

【6月30日処遇改善金と一緒に支給】

○常勤職員(事務、看護職、介護職) 25,000 円

○パート職員(事務、看護職、介護職) 15,000 円

○R7,4月以降入職者(常勤・パート職員) 5,000円(※1)

※1 この補助金の申請をしたのが、R7,3月であり、それ以降に入職した方の分は計算に入っておりませんでした。R7,4月以降に入職した職員には少額で大変申し訳ありませんがそのような事情ですのでどうかご理解下さい。

以上

上記の支給額はすでに法定福利費を引いた金額となります。支給実績報告書には皆様に支給した分と法定福利費を足した額で実績報告させていただきますのでご理解の程宜しくお願い致します。

施設長